

有限会社がなくなる！

今年もいよいよ確定申告の時期になりました。私にとってこの時期は、年に一回しかお目にかからない方との再会の時期でもあり、お会いする時の最初の挨拶は決まって「もうあれから一年経つんですか、早いもんですねー」となり、月日の経つのが早く感じられる時期でもあります。状況が相変わらずの方や、大きく変わった方などさまざまな納税者の方がおられるので、忙しい中にもわくわくする時期でもあります。そして、寒い時期だからこそ集中してこなせるのかなあ、と思うこともしばしばです。

さて、現在「会社法」の大改正が来年4月施行を目指して今国会で審議されております。主な改正点は、有限会社が廃止され、株式会社に一本化される、最低資本金(有限会社300万円、株式会社1,000万円)の撤廃、などです。については、現在の有限会社は選択により、そのまま存続させることができるようですが、いずれは株式会社に統合されるものと思われます。については、当初の設立資金が少なくすむので、特に設備資金があまり必要でないサービス業などにとってより起業がしやすくなります。極端には「資本金1円」ということも可能なわけです。

現在でも、約2年前から始まった「最低資本金の特例制度」がありますが、最低資本金になるまで5年以内に増資しなければ解散となってしまいます。先日、経済産業省の発表では、この特例を使って設立された法人が2万社を超え、その内「資本金1円」が927社あったとのこと。今回の改正により起業を促す仕組みをさらに強固にすることを目指すものの、資本金が少ないことによる信用面で、より質が問われることになると思います。

中小企業において、有限会社と株式会社の違いとは、一般的には信用力や規模の差をいいますが、これはあくまで形式論であり、将来株式を上場することでもない限りほとんど違いはないと思います。結局中小は、経営者の資質、長年の信頼関係が取引において物を言います。現行株式会社は原則資本金1,000万円以上必要なことや、2年毎の役員変更登記、さらには取締役3名以上監査役1名以上、各々必要なこと、それに消費税が設立初年度からかかってくること、などからしばりや経済的負担が有限会社に比較して多いので、中小企業では有限会社を選択される方の方が多いです。

現在の法律では、株式会社は規模にかかわらず、決算書を官報又は日刊紙もしくはインターネットで公告する義務がありますが、中小企業で果たして決算書を公開している会社がどれだけあるのでしょうか？結局、現在の法律では、有限会社<株式会社 というふうに決め付けているものの、これはあくまで実態とかけ離れた理想論に基づくもの。株式会社にも大小さまざまあり、すべての規模に同じ条件を突きつけるのはそもそも無理があるので、今回の改正により、株式会社のなかでも多種多様な会社を設立できるように整理することになります。

会社法の改正に携わっている人のセミナーを聞く機会があり、その中でおっしゃっていましたが、「今回の改正は大改正というよりも、近年の商法の頻繁な改正や問題があった部分を整理する、いわば総仕上げともいえる改正である」とのことです。年に3回も商法改正があったこともあり、いかに経済環境が目まぐるしく変わっているかということだと思います。「この大改正で一段落ではなく、今後も改正が続くであろう」ともおっしゃっていました。

ところで、先日のサッカーW杯の最終予選でのロスタイムに入ってからの得点は見事でした。残り時間があとわずかでも可能性がある限りは最後まであきらめない、あの執念に皆さん感動されたことでしょうか。あのゴールシーンはテレビで何回みたことでしょうか。北朝鮮の在日選手は得点された後の残り2分も、「下を向くな、切り替える」「まだチャンスはある、後5試合残っているぞ」と叫んでいたそうです。ルールに従った魂と魂のぶつかり合いは、国境を忘れさせてくれますよね。